

岩手県告示第28号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第11条第2項の規定により、次のとおり土地立入りを許可した。

平成23年1月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 起業者の名称 東北電力株式会社
- 2 事業の種類 275キロボルト特別高圧送電線新設工事
- 3 立ち入ることができる土地の区域及び期間
 - (1) 区域 花巻市東和町谷内3区から6区まで、砂子2区及び4区並びに鷹巣堂1区から3区までの一部(別紙図面のとおりに)
 - (2) 期間 平成23年1月20日から同年12月31日まで

備考 「別紙図面」は、省略し、花巻市東和総合支所に備えておいて縦覧に供する。